

教育課程部会（第97回（第8期第7回）（平成28年7月19日） における主な意見

■. 育成すべき資質・能力について

- 今回の参議院議員選挙で、18歳、19歳の投票率を見ていると、18歳については、文科省や総務省が副教材も含めて主権者教育を一生懸命やったことで、効果がそれなりに出ていたと思う。ただ、19歳は投票率が低くて、18歳と19歳の落差が非常に目立ったという結果だった。今回見ていて思ったのは、少なくとも小・中学校段階から主権者意識を育む教育をしっかりとやって、18歳、19歳につないでいくことが重要ということ。高校で公共という新しい科目を必修に入れるという方向が固まっているので、それに小・中の段階からどうつないでいくのかが一つのポイント。また、中卒の方もいらっしゃるの、高校で全て賄うという発想では十分でないと思う。
- 主権者教育については、家庭との協働も大事。家庭で教材を見ながら親子で話し合っ、学校でそれを発表したり、レポートを提出したりという協力を大いにやる必要がある。
- これは学習指導要領には書けないと思うが、選ばれる側の責任というのもある。私は、子供向けのマニフェスト、政策集を各党に出してもらって運動をずっと展開してきていて、今回の参議院選挙においても、18歳、19歳を中心とした若者向けの政策集とは別に、小・中の子供たちを対象にした子供向けの政策集を自民党と公明党は引き続き出した。そういうことを各政党が継続してやっていくことが本当は大事。
- 主権者教育というのは非常に幅が広い。今回は選挙が入り口になったが、本来は、社会との関わりや、社会の中でどう生きていくかということ、社会にどう貢献していくかということ、社会の形成にどう参画していくかといった、いわゆるパブリック・マインドを養うことが主権者教育の本来の趣旨だと思う。その最後の意思表示が選挙だという流れが、本当は一番自然な姿である。小・中のころから主権者教育とはそもそも何なんだということからしっかり押さえて入ってもらいたい。
- 言語能力の育成という点については、総則の中で明確にお示しいただきたい。特に小学校段階は、言語能力の育成は大きなウエートを占めると思うが、中学校、高等学校も同様に、発達段階に応じた言語能力の獲得というものが学習効果につながるということもあるので、今後の検討の中で明確な文章にさせていただけると大変ありがたい。
- 取りまとめ案の7ページから9ページにかけて記述されている、育成する言語能力の明確化の箇所に、できれば次の2点を加えていただきたい。1つ目は、言語の学習に

においては、発達段階に応じて育成する言語能力を指標形式の目標として明確化し、教員と生徒が共有することが指導の効果を上げる上で特に重要であるということ。もう一つは、高校段階の外国語学習は評価の在り方、特に、大学入試選抜に大きな影響を受けることを踏まえると、アクティブ・ラーニングの発想に基づいた言語活動をさらに取り入れるためには、英語の4領域の力を測る選抜方法の導入が求められるということ。

- 取りまとめ案9ページの情報活用能力について、ICT教育に関することは述べられているが、もう一つ、学校図書館の活用と読書活動の推進ということが必要ではないか。
- 今回の議論の中で、幼児教育から一貫した流れで資質・能力を整理し、それに沿って、幼稚園教育要領と学習指導要領とをつなげていく視点が明確になったことは喜ばしい。幼児教育部会の取りまとめ案3ページに、幼児期に育みたい資質や能力は小学校以降のようないわゆる教科指導で育むのではなく、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で育む旨記載があり、この文言をいかに着実に実施していくかということが今後の大きな課題なのだと思う。いわゆる教科指導で育むのではなくということは、子供の発達の理解に基づく指導法を編み出していくわけであるが、こういうことを着実にやっていくためには、指導体制、支援体制をしっかりと作っていかなくてはならないし、保育所や幼保連携型の認定こども園の方にまでしっかりとこの趣旨が伝わっていくためには、条件整備に対してきめ細かな配慮が必要であるし、同時に、なぜここで資質・能力という視点から一貫した見方が必要なのかということや、そのためには幼児教育としては具体的に何をしていくことが必要かということ、しっかりと伝えていかなくてはいけないと思っている。
- 取りまとめ案は分かりやすくまとめられている。ただ、現場に伝わるようにするためには、色々な教育課題について、それぞれの関連性、位置付けや、それぞれが部分的な問題なのか、全体を覆う問題なのか、そこが少し見えにくい部分があるように思う。例えば言語能力育成、情報活用能力、健康、食、安全に関する資質・能力、こういうようなものが大きく取り上げられていて、かつ小学校における課題としてプログラミング教育が挙げられている。これらはそれぞれの関連を今後整理する必要があると、それぞれが別々に入ってくると、現場が受け取ったときに混同しかねない。それぞれの教育課題が現場においてきたときに、何をどこまで対応するのか、ただ理念として受け止めておけばいいのか、関連性はどうかといったことを、分かりやすくしていただくことが、教員の理解も深め、現場での実質的な対応につながるというふうに考えている。
- 今回、各教科等の検討において、子供達に育成すべき資質・能力を全部3つの柱に即して御検討いただいているのは大変素晴らしい。ただ、この資質・能力の3つの柱というのが大変分かりにくい。取りまとめ案の4ページ目に「何ができるようになる

か」ということで、資質・能力と生きる力との関係、それから知識とは何か、コンテンツとコンピテンシーの関係、それから 5 ページ、初等中等教育全体や各学校段階を通じて育成すべき資質・能力という記述があるが、さっと読んで分かる方は余りないのではないかと思う。また、4 ページ一番下に注の 2「学習者による知識の構造化と、知識の客観性や系統性のどちらが重要かということではなく、知識の個別化と一般化された知識の系統的な獲得の双方が学習の中で実現されることが重要であると考えられる」とあるが、普通の人を読んだらなかなか分からないのではないかなと思う。ただ、この後の 6 ページ以降の言語能力とか情報活用能力で、この資質・能力の 3 つの柱をどういうふうに考えたらいいかというあたりに来ると、大変よく分かる。また、それぞれの教科等ごとにこの 3 つの柱を見ていくと大変よく分かるので、是非、冒頭に、資質・能力の 3 つの柱というのは一体どういう意味合いを持つのかということをもう少し分かりやすく説明すれば非常に良いと思う。

■. 学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策について

- 今回、総則に盛り込む視点としては、「実施するために何が必要か」というところが、かなり大きなポイントになると思う。単に配慮する必要があるとか、何々が必要だということにとどまらず、学習指導要領を教育関係者以外の方、例えば地域の方や家庭の方が読んだときに、自分たちが学校教育に対して、もっとできることを協力していかなければいけないという思いが持てるような表現で記載できると、大変効果があるかと思う。
- 取りまとめ案の 26 ページに「教員改革」という文言がある。「教員改革」という文言に私は違和感があり、改革というのは人に対して使う言葉ではなく、制度に対して使うものではないか。このように活字になると言葉がひとり歩きして、少し危険かなという印象を持った。
- 今回の学習指導要領の改訂がうまくいくためには、管理職のみならず、全ての教職員が改訂の意図をしっかりと理解しておくことが大事。そういう観点から、取りまとめ案の 29 ページ、「学校現場、広く国民の理解」というところは記述が足りないのではないか。学校長に対してということしか書いていないので、一般の教員に対しては、どういう形で学習指導要領の趣旨を理解させるのかということところを、しっかりとここは書き込んでいただきたいと思う。
- ICT 環境や ICT 教材の整備については、各自治体において必要な環境整備が加速化されることが期待されるとあるが、自治体によって本当にお金がないということもある。ICT に関しては、国が責任を持って、全てを補助するぐらいの覚悟でやっていただきたいと思う。国の方で、今回の学習指導要領の改訂に伴って係る費用をある程度保障するような形をはっきりと打ち出していないと、教育は変わっていかないのではないか。

- 取りまとめ案の 25、26 ページに、家庭・地域との協働・連携に関する項目を入れていただき感謝。ただ、できればこの箇所に、地域運営学校、コミュニティースクール、地域学校連携推進といった制度がバックアップしていくということを追記いただけるとありがたい。
- コミュニティースクールは特別支援学校にも良い影響を与える。障害のある方たちは特別支援学校に入ってしまうと、地域に居場所がなくなるケースがあるが、コミュニティースクール化することで、それぞれの児童生徒が地元に戻ったときも地域の中にきちんと居場所があるという状態を作り出せる。キャリア教育についても、コミュニティースクール化することで、広いエリアにおいて企業人や経済団体の方たちと各高校が運営していくことによって、より広い視野でのキャリア教育が展開されていく可能性もある。以上のようなことが分かるように書き込んでいただけたらと思う。
- 社会に開かれた教育課程という理念のもと、学校、家庭と地域との連携を重視していく必要があるだろうと思っている。特に地域については、様々な問題の中で学校と協力・連携していきたくても、なかなか学校の教育活動に参画できない。また、組織化も進んでいかないという現状がある。このようなことを踏まえて、家庭と地域との連携をどう進めるのかということについて、もう少し具体的に書いていただければありがたい。
- 取りまとめ案の 26 ページから 27 ページにかけて、校内研修の体制についての記載があるが、これと、教育課程を振り返るということ、授業を振り返るということ、それから学校評価ということがある中で、これらが分散化したような形になっていて、実効性を薄くしているような実態があるように思う。教員の間で共有しながら学校組織全体としての指導力を向上するというのは、まさに教育課程の評価をしているという言い方もできるし、ある意味で学校評価を行っているとも言えるが、現場の受け止め方としては、授業を振り返ることと教育課程を評価することと学校を評価するというのがばらばらに行われているような実態がある。この辺りのことを、今回整理する必要があるのではないかと考えている。
- ICT 環境の整備に関しては、教育再生実行会議の中でも大きく触れられ、またその中で教育予算の確保ということで、いろいろな面で国主導のものが進んでいくのだというふうには捉えているが、取りまとめ案には、各自治体において必要な環境整備が加速化されることが期待されるというふうに書かれている。例えば家庭、個人が持っているものを活用してはどうかというような議論もあったと聞いているが、まだまだ保護者の中には、ネット環境に対する不安を持っている方がたくさんいらっしゃることに留意する必要がある。

- 取りまとめ案 43 ページの小学校・中学校の接続の箇所、地域との協働をしっかりと進めていくということであれば、コミュニティースクールは「等」でくくらずに明記していただきたい。

- 中学校部会で、カリキュラム・マネジメントは学校内の横の連携のみならず、小中、中高といった学校段階間の縦の時間軸を意識した観点も教職員に十分意識させる必要があるという意見が出ていた。そこで 43 ページの小学校・中学校の接続の 1 つ目の丸にあるように、義務教育 9 か年間を通じて子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、小中学校間の連携充実が求められるといったことについては、市川でも同様の取組を展開しており、中学校ブロック内での幼小中高の、例えば管理職の交流、あるいは合同研修会など、連携を図っているところなので、そういう意味では、この書かれている中身が、連携の成果として見えてくるのではないかと期待をしているところ。

■. 児童生徒の発達を踏まえた指導について

- 総則の改善イメージにあるように、児童生徒の発達を踏まえた指導というところの、子供の発達をどのように支援するかという枠組みの中で特別支援教育の充実を図っていただくということは、とてもよいことだと思う。取りまとめ案では、18 ページにある学習活動や学校生活の基盤となる学級経営の充実、19 ページにある学習指導と生徒指導、21 ページの個に応じた指導、これらと特別支援教育との関係性がよく見えるように記述していただけたらと思う。なぜかというと、特別支援教育は、特別支援学校における特別支援教育からの視点ということが大きく、必ずしもインクルーシブ教育システムの構築というところに向かっていないのではないかというのを感じる。だからこそ、理念としてのインクルーシブ教育、理念としての特別支援教育を、幼・小・中・高等学校の通常教育の中に、きちんと理解されるように関連付けて、是非明記していただきたい。システムができてくると、特別支援教育は別の分野と切り分けてしまうという視点が感じられる。そうすると、学級経営の中にある発達障害が疑われる児童生徒は、違う場所で切り分けられていくような視点がややもすると生じる。そして、特別支援教育の視点で学べない子供との協調ができない。行動や生活面で問題がある子供たちが別のもので捉えられていく。そうすると、結果として学級経営の充実とは逆行するし、先生方の意識も、資質・能力の向上というところにつながっていかないという問題が起きているような気がする。通常教育の中にある特別支援教育の視点というものを、発達という枠組みの中で、理念を含めて、もう一度全ての先生に理解していただけるように書き込んでいただけたらありがたい。